

令和4年11月30日以降に、国土交通省に認められた学校・学科（電気通信工事施工管理）
 （受験の手引 別冊「指定学科一覧」作成後に認められたもの:令和5年4月10日更新）

1. 「大学・短期大学・高等専門学校（5年制以上）・高等学校・中等教育学校」
2. 「専修学校（専門学校）」
3. 「高等専門学校 専攻科・高等学校 専攻科」
4. 「職業訓練施設（2年以上の職業訓練で「指定学科」と認められている訓練課程・訓練科）」
5. 「職業訓練施設（2年未満の職業訓練で実務経験として認められている訓練課程・訓練科）」

注意事項

- 学校区分ごとに追加になった学校・学科を載せてありますが、追加になった学校・学科がない場合は「-」と記してあります。
- コース、系列、専攻等の記載がある学科は、コース、系列、専攻等が記載された卒業証明書が必要です。
- ※印が記された学科は、指定学科となるための履修条件があり、卒業証明書のほかに履修科目及び単位数が確認出来る成績証明書または履修証明書が必要です。ご自身の履修科目・単位数が履修条件を満たすか確認してからお申し込み下さい。履修条件を満たさない方は「指定学科外」となります。
- 1～4.に該当する指定学科を卒業（修了）した方も、5.に該当する訓練施設を修了した場合は、その期間を実務経験に算入することができます。

1. 大学・短期大学・高等専門学校（5年制以上）・高等学校・中等教育学校

学校名	学 科 名	学 科 コード
大学（学校コード：「1」）		
お 大阪公立大学	緑地環境科学科	03
き 京都工芸繊維大学	情報工学課程<ただし、令和元年度以前、令和4年度以降の入学者は※>	02
こ 国士舘大学	理工学科 機械工学系<平成19年度以降の入学者>	05
ち 千葉大学	総合工学科 建築学コース<平成29年度以降の入学者>	06
ほ 法政大学	システム制御工学科<平成7年度以降の入学者>	02
め 名城大学	生物環境科学科<平成17～令和2年度の入学者>※	03
よ 明星大学	総合理工学科 建築学系<令和元年度以降の入学者>	06
横浜国立大学	数物・電子情報系学科 電子情報システム教育プログラム<平成23年度以降の入学者>※	02
	機械工学・材料系学科 機械工学教育プログラム	05
	機械・材料・海洋系学科 機械工学教育プログラム	
わ 和歌山大学	システム工学科（環境科学メジャーおよび建築・ランドスケープメジャーを選択履修）※	04
短期大学（学校コード：「3」）		
-	-	-
高等専門学校（5年制以上）（学校コード：「4」）		
は 八戸工業高等専門学校	産業システム工学科 電気情報工学コース<平成27年度以降の入学者>	02
	産業システム工学科 機械システムデザインコース<平成27年度以降の入学者>	05
高等学校（学校コード：「6」）		
-	-	-
中等教育学校（学校コード：「6」）		
-	-	-

2. 専修学校（専門学校）

学校名	学 科 名	学 科 コード
①専修学校（専門学校） 大学卒業同等と認められている学校・学科（学校コード「1」）		
-	-	-
②専修学校（専門学校） 短期大学卒業同等と認められている学校・学科（学校コード「3」）		
< 群馬日建工科専門学校	建築インテリアデザイン科<平成29年度以降の入学者>	06
③専修学校（専門学校） 高等学校卒業同等と認められている学校・学科（学校コード「7」）		
-	-	-

3. 高等専門学校 専攻科・高等学校 専攻科

学校名	学 科 名	学 科 コード
高等専門学校 専攻科 大学卒業と同等以上と認められている学校・学科（学校コード「1」）		
-	-	-
高等学校 専攻科 短期大学卒業と同等以上と認められている学校・学科（学校コード「3」）		
-	-	-

4. 職業訓練施設（2年以上の職業訓練で「指定学科」と認められている訓練課程・訓練科）

学 校 名	学 科 名	学 科 コード
職業訓練施設	大学卒業と同等以上と認められている訓練課程・訓練科 高度職業訓練「応用課程」（学校コード「1」）	
—	—	—
職業訓練施設	短期大学卒業と同等以上と認められている訓練課程・訓練科 高度職業訓練「専門課程」（学校コード「3」）	
—	—	—
職業訓練施設	短期大学卒業と同等以上と認められている訓練課程・訓練科 普通職業訓練「普通課程」（学校コード「3」）	
—	—	—

（注）該当する職業訓練を修了された方は、訓練課程・訓練科が確認できる「卒業証明書」又は「修了証明書」が必要です。

5. 職業訓練施設（2年未満の職業訓練で実務経験として認められている訓練課程・訓練科）

施 設 名	訓 練 課 程 ・ 訓 練 科	訓練期間☆
—	—	—

☆但し、受験資格に必要な実務経験年数の3分の2まで算入可能となります。

（注1）1. ～4. に該当する指定学科を卒業（修了）した方も、5. に該当する訓練施設を修了した場合は、その期間を実務経験に算入することができます。

（注2）該当する職業訓練を修了された方は、「修了証明書」が必要です。ただし「修了証明書」が発行されていない訓練施設は、「修了証書の写し」を添付してください。